

全面的国選付添人制度の実現を求める決議

当会は、政府に対し、国選付添人制度の対象事件を、少なくとも少年鑑別所に送致された少年の事件全件にまで拡大する旨の少年法改正を速やかに行うよう強く求める。

記

弁護士付添人は、少年審判において、非行事実の認定や保護処分の判断が適正に行われるよう、少年の立場から手続に関与し、家庭や学校・職場等少年を取り巻く環境の調整を行い、少年の更生を支援する活動を行っている。審判を受ける少年にとって、そのような活動を行う弁護士付添人の存在は、極めて重要なものといえる。

ところが、弁護士付添人の選任率は、審判に付された少年全体の約8.5%、観護措置決定により少年鑑別所に収容され審判を受ける少年の約40%にとどまっている（2008年統計）。成人の刑事手続において、被告人の約98.7%に弁護人が選任されていることと比較すると、心身ともに未成熟な少年に対する法的援助は極めて不十分な状況にあると言わざるを得ない。

このような状況が生じている大きな原因として、少年審判における国選付添人制度の範囲が限定されていることが挙げられる。現行の国選付添人制度は、その対象を殺人や強盗などの重大事件に限定し、しかも国選付添人を付するか否かは家庭裁判所の裁量に委ねられていることから、多くの事件で国選付添人が選任されない事態が生じているのである。

さらに、被疑者段階での国選弁護人制度の対象が窃盗や傷害などの事件にまで拡大されたものの、被疑者国選弁護制度と国選付添人制度の対象範囲に大きな差異があるために、少年の場合には、捜査段階では国選弁護人が選任されたにもかかわらず、家庭裁判所の審判の段階では国選付添人が選任されないという事態が生じており、制度上の矛盾は一層明らかなものとなっている。

こうした問題を受け、日弁連は、臨時的・暫定的措置として、少年保護事件付添援助制度を設けている。これは、全会員が拠出する特別会費により少年・刑事財政基金を設置し、これを財源として、国選付添人制度の対象とな

らない事件の少年・保護者に対し、弁護士費用の援助を行う制度である。

当会では、身柄を拘束された少年に対する全件付添人制度の実現を目指し、2009年4月に、観護措置決定により身体を拘束された少年の事件全件を対象に、少年等の要請に応じて弁護士を派遣し、無料で面会をする「少年事件当番付添人制度」を発足させ、前述の少年保護事件付添援助制度の活用により、付添人選任率の向上に努めてきたところである。上記少年事件当番付添人制度及び被疑者国選弁護制度の拡大の結果、当会では、多くの会員により、少年審判手続きにおいて、少年の権利を擁護し、立ち直りを支援する活動が広く行われるに至り、2010年においては、佐賀家裁本庁及び支部係属の観護措置のとられた少年保護事件97件中82件に弁護士付添人が選任され、佐賀県内における弁護士付添人選任率は実に85%に迫るという実績をあげている。

しかしながら、捜査から審判に至る一連の手續において、適正な手續を保障し、更生の支援をするという法的援助を与えることは、本来、国の責務である。少年は、心身ともに未成熟であり、法的援助の必要性がより高いにもかかわらず、少年への法的援助が、成人に対するものに比べて著しく不十分であるという現状は、速やかに改善されなければならない。とりわけ、少年鑑別所に収容された少年は、事件の軽重を問わず、その生育歴・家庭環境等に大きな問題を抱えるケースが多く、少年院送致などの重大な処分を受ける可能性が高いことから、国選付添人による法的援助を一刻も早く整備する必要がある。

当会においては昨年、同旨の会長声明を発現し、弁護士付添人選任率を向上させてきたものの、全面的国選付添人制度は未だ実現をみていない。そこで本年は、総会決議によって、上記のとおり、速やかな法改正を求めるものである。

2011年（平成23年）10月17日

佐賀県弁護士会

会 長 辻 泰 弘